

第39回島根県総合開発審議会

日 時 平成20年2月15日(金)
13:30~15:30
場 所 くにびきメッセ501会議室

会長 皆さん、御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第39回島根県総合開発審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、まず知事さんから一言ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

溝口知事 一言ごあいさつ申し上げます。

昨年知事に就任いたしまして、私どもの大きな課題として、島根を活性化するということが最も大事な課題であると。そうした中で、財政悪化しております、それを健全化をしながらしなやかにかんということございまして、昨年はその2つの大きな課題に対しまして、大きな枠組みのようなものを県民の皆さんの御意見もお聞きながら設定をいたしまして、今年はその実行にかかるわけでございます。その手始めが予算ございまして、来年度の予算を昨日公表いたしております。それから、産業の振興等についてもこれから、既に去年からやっておりますけども、さらに本格的にやらなやかにかんということでございます。

それで、議会の議論でありますとか、県民の方の御意見等の中でたくさんありますのは、そういう2つの課題いろいろやってるのもいいけれども、全体は一体どういうふうになっていくのかという関心が非常に高いわけでございます。もちろんそういうこともありますから、私どもはこの会議におきまして総合発展計画というものを御審議いただいて、並行して作業をしておりますからもうちょっと待ってくださいと、こう申し上げておりましたが、本日、最後の案づくりの、答申案づくりでは最後の会合になるとお聞きしておるわけでございます。私も途中の経過をよく見させていただいたり、何度かは出させていただきましたけども、そういう意味におきまして県民の方々にも将来の全体的な姿が、あるいは具体的な予算だけでなくて予算以外の施策も具体的にどう進めるかということが書き込まれておりますし、将来の数値的な目標も随分入れていただきまして、非常に具体的になったと思っているわけでございます。

来週の21日から2月議会が始まりますので、議会でも御審議をいただいた上で最終的

に県としての計画として決定し、それに基づいていろいろな施策を展開していきたいと思っているところでございます。

それで、お手元に資料をお配りしておりますけども、昨日、予算の内容を公表いたしました。その点についてちょっと時間をおかりしまして御説明をさせていただければと思います。ちょっと座りまして。

簡単な資料で、平成20年度当初予算についてという資料をちょっとだけお話し申し上げます。きょうの新聞に出ておりますけども、この表でいきますと、上に歳入、下に歳出がありまして、19年度の当初予算、19年度6月補正後、Bの欄ですね、それからCの欄が今度の4月から始まります平成20年度の当初予算の主要な項目があるわけでございます。それで、昨年の当初予算は骨格予算ということでありましたから、ことしの当初予算と比較するものとしては、6月補正後の予算だろうかと思えます。そういう意味におきまして増減がCマイナスBの欄、伸び率はC割るBの欄をごらんいただくのがよろしいかと思うわけですが、結論から申しますと、歳入歳出総額は5,012億円で、昨年度と申しますか19年度に対しまして154億円の減、マイナス3%の減でございます。過去7年ぐらい規模の縮小が続いておるわけでございます。

それで、歳入のところを見ますと、県税は昨年と申しますか19年度とほぼ同じぐらいの収入だろうということでございます。それから島根県の場合は、やはり地方交付税と申します、豊かな都市部とそうでない地方部の財源の調整をする、調整に大きな役割を演じます地方交付税が2,041億円と、19年度に対しまして30億円ふえております。1.5%の増でございます。交付税がふえるというのは5年ぶりでございます。ずっと国の財政が非常に厳しい中、あるいは景気の低迷による税収の減なども国などにもありましてこの交付税が減っておったわけですが、これが少しふえたということですね。やはり国も地方財政の大変さ、あるいは一昨年来始まっておりましたが都市部と地方部の格差の問題、これがやはり地方財政にも大きな影響を及ぼしておって、やはりその面で地方に対する配慮をもう少し強化しなきゃいかんということで今の政権が少し転換をしたわけでございます。その結果がこの数字でございまして、30億円ふえておるということです。

それから、県債は公共事業等の縮小に伴いまして減っております。県の債権はほとんどそういう施設整備あるいは公共事業にかかわる財源を賄うということで使われておりまして、公共事業が縮減するに伴って減ってきておるわけでございます。20年度は427億円でございます。かつてはこれが1,000億ぐらい超えておるときもあったわけですが、

急激に減ってきている。それで公債の残高がここ5年ぐらい1兆円を超える状況が続いておりましたが、今度の予算ではこれがやっと1兆を切りまして9,995億円ぐらいになる見込みでございます。そういう意味では、健全化も徐々にはそういう数値で見る限り進んではきておるということであります。

それから、歳出の方で見ますと、歳出はいつも申し上げるんですけども、経費の性質で分けると、給与が大体3分の1強、それから公債費が3分の1弱ぐらいでございます、その他が3分の1ということになるんですね。それは一般財源という現金のベースで見たベースでありますけども、そうしますと人件費はなかなかすぐには減らないわけでございます、これまでは給与のカット、特別にカットして減額をしておりますが、昨年の財政の健全化の基本方針に基づきまして、職員組合の方々とも話をいたしましてカットを継続、それから管理職等につきましてはさらに強化をするということで話が理解をいただきましてこれを続けておりますし、それから人事委員会の勧告の方でも期末勤勉手当を0.2カ月カットするということがありまして、そういうものもありましてこの予算でも17億円減っておるわけでございます。給与の特例的な減額については、もう去年というか19年度も行われておりますから、20年度の差でいえばそうないわけでございます。

それから、公債費は先ほどの公債残高の減少に伴いまして減っております、12億、1.2%の減でございます。それから、投資的経費は43億減っておりますけれども、普通建設事業、災害復旧事業、災害復旧の事業が少し減っていることもあり、全体で43億の減少でございます。往時と比べますとこの規模も3分の1ぐらいになっていると思います。そういう意味で非常に急激な調整が行われてまいりましたけども、これ以上そんなに3分の1をまた6分の1にするというようなことはなかなか今の状況から見ますと、道路の整備もしなきゃいけませんし、生活道路もありますし、それから下水道あるいは河川の対策等々もありますから、一定のレベルは確保しなきゃいかんと思いますけども、そう急激には減ってはいかないだろうというふうに思っております。

それから、扶助費は社会保障関連の経費でございますけども、これはこれまでの老人医療の制度が後期高齢者医療ということになりまして、そういう制度変更に伴う増なんかがあるわけでございます。

それから、その他につきましては、CマイナスBのところで88億円とかなり大幅な減額のように見えますが、実際は制度融資等の減というのがあります。中小企業の方々に資金を銀行が貸します。ただ、銀行の方もリスクがありますから、県が預託金を銀行に出しま

して、それでその資金もベースにして貸すというのがありますが、中小企業の借り入れが自然に減っており、それから公共用地の先行取得というのがありますけども、公共事業の縮小に伴いましてそういうものも自然に減っておりまして、政策で減っている部分以外のそういったものが「除く制度融資等」で20億円でございます、このベースで見ますと一番最後の括弧の欄でありますけども、前年度に対しまして86億円の減、1.9%の減ということでございます。

次のページ以降に私どもが厳しい中で配慮をした個別の予算項目がございます。私がやはり考えましたのは、予算の配分におきまして「活力のあるしまね」をどうやって進めていくかということでございまして、これにつきましてはここにありますように産業の振興等にかかわる経費をかなりふやしておるわけでございます。3番目の欄で見ますと、企業誘致の体制を強化するために、東京、大阪、広島等で県の事務所がありまして、そこに民間の専門員の方を雇いまして、企業を回っていただいて誘致案件を発掘するというようなことをやっておりますが、そういった人員をふやすとがやっているところであります。

それから、右の方に参りますと「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」ということで、1つは、やはり島根の中で私どもが特別に配慮しなきゃいかん立場の弱い方々がおられるわけでございまして、そういう方々に対する対応は厳しい中でもできるだけの配慮をしておるということでございまして、障害者の自立のために障害者対策の制度が変わりまして、それではなかなか問題があるわけでございまして、県として17年度から19年度までの一応3カ年の特別対策というのを講じてまいりましたが、これをさらに延長しまして、さらに若干の事業を拡大をするといえますか、早目に対策をとるということで額をふやしておりますし、あるいは地域医療につきましても、これは中山間地域を中心としまして問題が継続しておるわけでございまして、この強化を図るとか、あるいは子育て支援のための第3子以降の保育料の軽減事業を市町村がやっておりますけれども、市町村が支援をしやすいように制度を柔軟化する、そのために経費の増を計上するとか、あるいは最近ドメスティック・バイオレンスという女性の方々が配偶者からのバイオレンスでお困りになるということがあり、そういうものに対する対応でありますとか、あるいは4ページをごらんいただきますと、いじめ・不登校対策の事業、それから学校に不適應な児童生徒のための非常勤講師を新たに設置するとか、あるいは中山間地域で御高齢の人だけ住むような集落になりまして、いろんなことが不自由になっておりまして、新しいコミュニティづくりとか生活交通ですね、通常のバス路線ではなくて要望に応じて車が使えと

いったようなシステムをモデル事業として少し研究しようと。中山間地域の問題は、これまでは過疎法という体系の中で手当てをしておりますけども、過疎法が21年度末に切れるわけでございまして、やはり今の過疎法が切れても新しい法律が必要だろうと、支援が必要だろうと。そのためには何をしたらいいかというようなことを検討しておるわけでございますけども、そういう一環でもあるわけでございます。

それから、集落の農家の後継者の確保、それから道路・河川等、ここら辺も維持補修が大変必要なところがふえております。そういうところに重点的に事業を行うといったこと、それから5ページでは水と緑の森づくり事業というのがございます。これは特別に皆さんから、県民の方々から1人当たり500円の税を徴収して事業をやっているわけでございますが、この事業をもう少し早く広く実施できるように、事業の対象を少し拡大をして事業を促進するということでふやしておるわけでございます。

あと、私常々申しておりますけども、純粹に公共部門がする分野と民間の経済部門の間に、地域の団体でありますとかNPOでありますとか任意団体の方々がいろんな活動をされておまして、その活動を活性化するというのも県の活性化にとって大事なことだということで、こういう分野の資金もふやしているといったようなことで、大変厳しい状況が続いておりますけども、できるだけ必要に応じた予算の重点配分を行ってきておるといところでございます。

今後の問題といたしましては、今度総合発展計画ができる、それからそれと一緒に財政の健全化も進めていく、この2つがうまくかみ合いながら両輪のようにしていかなければならないと思っておりますし、それから経済の情勢、国の施策の内容なども変わってまいりますから、そういう変化にも応じて、また調整も必要になってまいりますけども、またそういう機会に皆様方の御意見もお伺いしながら、地道に努力を継続していくということが必要だと思っておりますので、これからはひとつよろしくお願い申し上げまして、ちょっと長くなりましたけども、ごあいさつにかえて最近の状況を説明させていただいた次第でございます。ありがとうございます。

会長 知事さん、どうも大変ありがとうございました。

来年度予算について概要を御説明いただき、またこの計画に関連する予算の内容についても触れていただいたというふうに考えております。大変ありがとうございました。

知事さん、所用で御退席されるということでございますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、まず会議の成立について御報告を申し上げたいと思います。本日は8名の委員さんが御都合により御欠席でございますけれども、15名の委員の方が現在御出席でございますので、審議会規則第4条の規定によりまして会議が成立しているということを御報告申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、知事さんへ答申する島根総合発展計画を取りまとめることにしております。

最初に、前回の審議会での審議結果を踏まえた案について、事務局から御説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局（資料に基づき、島根総合発展計画答申案について説明）

会長 大変御丁寧な御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして御質問、御意見をいただきたいと思いますがけれども、本日の会議では基本構想、それから実施計画のうち政策、またその政策については3つの柱ごとに区切って質疑、意見をいただきたいと思います。委員の皆さんからの御意見、御質問について、個々に事務局から回答や対応について御説明をいただくというような形で審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それではまず初めに、総合発展計画全体の中で基本構想ですね、この基本構想編について御質問、御意見等があればお願いをしたいと思います。

どうぞ、委員さん。

委員 基本構想かどうかちょっとわかりませんが、お断りしておきますが、私も毎回出てくるわけじゃなくて、出かけたときには全体的なことについての発言を心がけるというか、やってきたわけでございますが、森林組合連合会の代表ということで出ておりますので、せっかくこれだけ製本ができたことは認めますけれども、116ページに、林業に対する認識がいささか私が持っている認識とかけ離れておまして、それで政策企画局の皆さん方はいわゆる事務屋さんでございますので、こちら辺、原課の皆さんと意見といたしますか、考え方のすり合わせができていくかどうかということをおもうわけでございます。

具体的に申しますと、116ページの、これ私も委員に出て、これが製本して出回って、林業の認識がこういうことで私もそれを是として帰ったというわけにもいきませんのでお願いをしたいんですけれども、「林業では、国産材の需要が高まる中」ということでございますが、そして安定的な供給が行われていない状況だというふうなことで安定的な供給を行っていく必要があるという、こういう認識なんですけれども、御承知のように昭和3

0年代の後半から木材は完全自由化、輸入の自由化をしまして、もう外材に、そのときの認識は、それでもよかったということでいろいろと規制をかけずにやったわけでございまして、外材がもう洪水のごとく入り始め、そこへもってきて建築様式の、何というんですか、今ごろ昔型の建物をしなくなって、いわゆる何とかハウスというふうなことがありまして、もう今、林業というのは経済行為としては成り立たない状況でございまして、需要が高まっておれば価格がそれなりになきやいけないわけですが、現に私どもが今、この間まで3つの木材市場を持っていたのが、1つは廃止せざるを得なくなって、もう一つも存続が、赤字をやっておると。今1万二、三千円というふうな立米が状況で、かつて4万もしていたようなところがそのぐらいになっておるわけです。ですから、これを「安定的な供給を行っていく必要があります」という認識では、いささかそうでしょうかということなんでございまして、まことに個別のことで申しわけないですけども、認識のすり合わせをお願いしたいと思います。せっかくこれだけできておりますけれども、これで、はい、わかりましたということでは、私の認識とはかけ離れ過ぎておりますので、くどいようですけれども、ちょっとお願いをしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

それでは順番にやっていきましょうか。まず、ただいまの委員さんの御意見については、施策の論議のときに具体的にお答えをいただき、またさらに御意見があればお伺いをするということにしまして、基本構想編について。

事務局 会長さん、今、委員おっしゃったことは、実は基本構想編の17ページに。

会長 ああ、もう書いてございますか。

事務局 はい、17ページに林業に対する認識が実はあるんですね。似たようなことが書いてあるんですが、基本構想編の中にも林業について触れておりまして、需要がふえているということが問題があるんでしょうか。

委員 需要がふえつつあるということは、希望的な観測も含めて持ってはおりますけれども、それが価格に反映されてないんで、要するになりわいとして林業が成り立っていないというまだレベルなんですよ。

事務局 そうですね。

委員 ですから、このぐらいなところで経済行為として成り立っている、その損益分岐点以上のところにあって需要がふえつつあるという認識ならば、それはそれでよろしいかと思っております。

事務局 現実にはおっしゃるとおりだと思います。それと、この文章は、きょうも農林部のスタッフ来ておると思いますが、一応原課の方ともある程度すり合わせを実はしてまいりました。それでここに書いてありますことは、今1万3,000円とおっしゃいましたが、現実には1万二、三千円。

委員 2,000円、まあ。

事務局 いい分だと1万5,000円ぐらいもありますが。

委員 そうですね、合板に持っていくやつが7,500円とか。

事務局 昔はですね。それでいわゆる材として確かに最近、このとこ一、二年の傾向だと伺っておりますが、若干ここにも書いておりますように、中国等へ随分全体の世界木材が結構中国等の需要が高まってそっちへ行っていると。逆に島根県あたり、日本あたりに入りにくくなって国産材に対する需要が高まっているという現状認識は、そういう現状認識があるというぐあいに農林水産部からも伺っておりますけれども。

委員 中国ということが書いてありますけど、この間私も中国行ってみたですけどね、これはまだマーケットとしてはとても、この前、島根県からも1回輸出しましたわね、あれきりですよ。あれも本当いろいろ問題があって、余り具体的なことで時間とりませんけれども、その認識を私はおかしいと思いますけどね。

事務局 日本に外材が入りにくくなってるというだけの。

委員 それはいろんな条件があって。

事務局 はい、それここに書いてあるとおりでして、それで損益分岐点以下で今、業として成り立たなくなっているということもおっしゃるとおりだと思います。で、じゃあこの現状認識がもしこれでいいと……。

委員 いえいえ、この17ページのところはまだそれでもよろしいと思いますけどね。さっき私が申し上げたところの安定的な供給が必要だということは、我々一生懸命で供給しておって、むしろ需要が必要で、需要が喚起されれば価格は当然上がってくると思いますけどね。

事務局 ああ、そういう表記の仕方ですね。それではちょっと先に……。

委員 それで私ここでもういいですから、また練ってください。

事務局 はい。それじゃあ会長さん、ほかの今の基本構想編のところを御議論いただいて、順次お願いをいたします。

会長 それでは、そのほかに基本構想編について御質問なり御意見なりございませんで

しょうか。前回の審議会で出されました御意見につきましては、かなり丁寧に今回提案されております総合発展計画の中に反映していただいているというふうに考えられるものですが、そのほかにさらに御意見なり御質問なりございませんでしょうか。

それでは、ただいま委員からの御質問にも関係しまして、施策ないしは政策から基本構想編に返るということもあり得ると思しますので、基本構想編につきましては一応御意見をいただいたということにさせていただいて、引き続き実施計画、ページでいきますと71ページ以降でございますけれども、これにつきましては階層構造がございまして、先ほど説明ございましたけれども、政策と施策がございまして、政策は大きくは3つの柱、つまり基本目標が3つございますけれども、これに沿って全体で15本の政策があるということでございますけれども、計画の推進に向けた基本姿勢も含めまして、この実施計画の政策の内容についてまとめて御質問、御意見をお伺いをしたいというふうに思います。どなたからでも結構でございますが、御質問、御意見。

委員。

委員 先ほど雇用の関係で、ワーク・ライフ・バランスについて説明をちょうだいをいたしました。82ページの5、雇用・定住の促進のところ、次、今から述べます考え方からぜひ言葉を入れていただければというふうに思っております。働くことというのは、もちろんよい仕事を持つことが将来の希望を呼び起こすというふうに考えていまして、その対価を正常に得ることと同時に、その対価で健全な家庭を築くことであるというふうに思っています。これがまさにワーク・ライフ・バランス、仕事と家庭の両立だというふうに思っております。

さらに、先ほど男女共同参画に入れてあるというふうに御説明を受けましたけれども、男女共同参画という視点以前に、働く人本人のメンタルヘルス上からもこのワーク・ライフ・バランスというのは最も重要な視点だというふうに思っております。このバランスが崩れたことから、いろんな出社拒否とか、そんなことも起こっているというのも現実でございます。したがって、もし入れていただければ、取り組みの方向性のところの2つ目の丸のところ、多様化する雇用形態や就業形態において、ワーク・ライフ・バランスも考慮に入れた働きやすい就業環境に向けた取り組みを推進いたしますと、例ですけれども、そういったような追記をいただくと非常にありがたいなと思っております。決して男女共同参画に入れてあることを否定するものでも何でもなくて、働き方の基本だというふうに思っていますので、そういうふうな表現をしていただくとよりいいなというふうに

考えます。

それから、ここの成果指標と目標値のところでございますけれども、完全失業率を低くしようと、当然もっとものことだというふうに思っておりますけれども、このデータベースの考え方からすると、完全失業率というのは、厚生労働省は中国5県のサンプルをとっております。したがって、島根県のサンプルが非常に少ないわけです。レスポンスが非常に悪いと思っております、できればこれをもしどうしても残すということであれば「(有効求人倍率)」でも構いませんので、こちらの方がはるかにレスポンスが早く対応がとれるというふうに思っておりますので、ぜひお考えをいただきたいなというふうに思っております。

それからもう1点、政策 - 4の産業振興の関係でございますが、80ページ、81ページのところです。先ほど溝口知事さんの方から御説明がありましたように、県内中小企業の制度融資なども含めて非常に手厚く配慮がされてるというふうに拝見をいたしました。その中で、中小企業の支援の方法についてでございますけれども、例えば直近の状況を見ますと、原油の値上がりの影響を受けて中小企業の経営状況が悪化してるというのが私の方にも入ってきております。そこで、新しい発展計画の中に、こうした外的要因をカバーするような、そんな何と申しますか支援の仕方というのが何とかとれないものかなと。県内で一生懸命頑張っても頑張っても、外からずぼんとやってくるもんですから、なかなかカバーし切れずに、特に中小はその影響が非常に出ておりますから、現在の制度融資の中でできるのかできないのかわかりませんが、そういったことが新しい計画の中で反映されるような、そんなことの表現ができ、さらにはそういった制度がつくれるような、そんなことがお考えいただけないかなというふうに思っております。

以上、2点でございます。

会長 ありがとうございます。

これに関連、ただいまの委員さんの御意見に関連しまして、どなたか御意見ございませんでしょうか。

それでは、事務局でいかがでしょうか。対応、関係について。

事務局 済みません。そういたしますと、2点目の原油価格の高騰等外的要因に対する施策ということですが、実は制度融資を今回の原油価格高騰に対応して、特にそういった面で苦しんでおられる中小企業に対する制度融資、今回運用を改善しまして今対応しております。今後ともこういうことが起きる可能性がございますので、それは臨機応変に計

画ということではなくて実際の制度の方で、運用の方で逐次やらせていただきたいと思えますので、その点御理解いただきたいと思えます。

それから、先ほどワーク・ライフ・バランスですね、なかなか難しゅうございますが、全然おっしゃることはごもっともだと思っております、いろいろ議論もしたんですが、ちょうど基本構想の最初の方に、現状認識のところ、これは男女共同参画という話の項目ですが、家庭生活、子育ても関係します。子育てとか家庭生活と仕事が両立するようにと、そういう表現で実は書いておまして、おっしゃるように確かに、子育ては別にしまして、家庭生活と仕事の両立という面で行くと、ここに載せてもいいかなという気もいたしますが、どうでございましょうかね。あちこち出るのがいいのかなどうか。決して、おっしゃっていることは当然のことだとは思いますが。

会長 いかがでしょうか。働き方の基本にかかわるという認識が委員さんの御意見だろうと思えますけれども、非常に大事な視点かなというふうに私は思うんですが、例えばここに挿入を、例えば先ほど御提案いただいたような、ワーク・バランスをも考慮して働きやすい就業環境に向けたというような、そういった表現を加えることは私はむしろ望ましいかなというふうに思いますけどね。いかがでしょうね。

どうぞ、委員。

委員 ワーク・ライフ・バランスにつきましては、例えば私は看護職ですけど、看護職員も非常に今足りない状況でして、その中で患者さんにいいケアを提供するということに、少ない人数でフル回転をするということだと安全な医療とか看護サービスができないということで、勢い過重労働になるということがありますので、そういう部分で労働条件とかよくするというふうには書いてございますけれど、基本的には生活と仕事がバランスよく保たれるという意味で、これを入れていただくと大変ありがたいと思えます。

事務局 わかりました。

会長 それではそのように、具体的な文章表現についてはまた検討させていただくということにしてですね。

事務局 はい。それからもう1点、完全失業率の御指摘がございました。ここで完全失業率の下に注釈で書いておりますが、就職意欲はあるが就職できない人の割合ということで、こういう意味合いで完全失業率の方がこの指標としてはいいのかなということで提案をさせていただいております。今、委員おっしゃいました完全失業率のとらえ方がなかなか統計数値上、島根県だけの数値というのが実は余り公表といたしますか、正式に出てない

ということはございます。そういう統計上の問題点は承知をしておりますが、有効求人倍率でございましたね、これも有効求人倍率は大変貴重な数字でございますが、実はパートを含んだり、これもちょっとそういう数字上の問題もございます。そこら辺でどれが一番ふさわしいのかというのをちょっと検討させていただいてもよろしゅうございましょうか。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、そのような扱いにさせていただきたいと思います。

そのほかに政策15本まとめてで、さまざまな政策がございますけれども、これについて御質問、御意見。

どうぞ。

委員 みんな「県民の皆さまへ」という書き込みがございます。これは大変に協働を促進するということでもとてもよい書き方だと思います。ここで質問がございますが、この発展計画がどのような形で県民の皆さんへ浸透していくような形になるのでしょうか。ホームページとかではもちろん見れると思いますけれども、一般の県民がこの目標を共有するにはどのようにした方がいいのかなと私は考えておりますけれども、執行部の方の御意見を聞きたいと思います。

会長 それじゃ、これはひとつここでお答えをいただきましょうか。

事務局 今つくるのが精いっぱいございまして、正直申し上げまして、もうみんなお正月以来ここにおりますスタッフはほとんど休まないで、土日も夜遅くまでやっております。精いっぱいやっているんですが、今おっしゃった視点というのは当然我々も持っております。今具体的なお話をするわけにはいきませんが、まずこれができたら、これだけで二百数十ページ、それからこれに資料編みたいなものを加えますと300ページぐらいになりまして、こんなものをぼんと投げ出してもそれはとても皆さん方お読みになるといってもなかなかお読みになるのも大変なんで、1つは、できるだけ皆さんにわかりやすいような概要版といいますか、ちょっと薄目のものをつくっていきたいと思っております。

そういうものを手がかりにしながら、まだ構想段階なんですけど、全県下をできれば知事がいるんなところへ回って、自分たちはこう考えてると、皆さん一緒にということ呼びかけるようなキャラバンといいますか、そういったものを夏ぐらいまでのところで合間合間を見ながらやっていけたらなという構想は持っております。もちろんそういう概要版を中心にいるんなところへ、いろんな各種団体等には御周知もいたしますが、やはり知事が

自分の言葉でそういう呼びかけをしていただくのが何より、何にも増して最大のそういう効果だろうと思っております、まだ知事にも御相談しておりませんが、おまえ勝手に決めるなってしかられそうですけども、そういうことも通じてできるだけ県民の皆さんに浸透していくようなことを考えております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

そのほかに政策全般についてでございますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、委員。

委員 私は隠岐に住んでるわけですが、その中で船が唯一の交通手段になるわけですが、この施策の中にはその件については1行も触れてないんですが、私はこの施策の - 5 - 1の中の道路網の整備と維持管理というところで、正直言って知夫の村民はみんなが内航船等のカットになるのではないかと、日々の生活、暮らしが船に頼っている現状の中で、やっぱり生活自体に安心が持てないというところで暮らしております。できればこの項目の1項にその道路という、私たちの足である船ということを1行加えていただくと、隠岐島民全員が非常に安心してこれからの島根に安心・安全がその1行で加えられるものになるのかなというふうに思いながら拝見させていただきました。

あともう1点ございます。障害者の自立支援のところなのですが……。

会長 何ページでございましょうか。

委員 申しわけありません、174ページですね。それは障害者の自立支援のところなんです、実際に施設から地域生活の移行者の方を私たちは実は支えております。そしてその中では、例えば介護度3の方であっても夕方の時間帯が実際には埋められない状態というのが今の現実です。夕方、その方はひとり暮らしをされて、車いすでひとり暮らしをなさって、例えばベランダにたばこを置かれるとか、あるいはドアをノックされるとかいう生活の中での不安を抱えていらっしゃる。すぐ電話があって私どもはせ参じるんですが、それよりもやっぱり身近な地域で支える、これはお金が私がかからないと思うんですが、そういう地域構築に対するものをもっと前面に私は出していただいて、施設から地域生活への移行者が成果指数ではなくて、そういうグループがどれだけできるかというところを成果指標の中に私は入れていただきたいなというふうに、ちょっと障害者の皆様のかわりに発言させていただきます。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

政策というよりはむしろ施策の方に移っておりますので、もし必要であればまた戻ると

いうことにしまして、施策につきましても御意見があれば出していただくということにしたいと思います。

どうぞ。

委員 ちょっと1つ。各施策といいますか、これは並列的にいろいろと上げてあるので、今度新しい計画ですから変わるのかなと思うんですけど、これまでは施策の優先順位というかアクセントを、県民の皆さんはどの辺まで御存じになっているかわかりませんが、Aランク、Bランク、Cランクというこういうかぶせがありまして、例えば道路A、私どもの林業、森林Cランクでございまして、非常にこれを耐え忍んで、これは士気の面からも、予算配分ももちろんそれに従ってなされてきたと思うんですけども、これが漏れ承りますともう外すというふうな話も聞いておりますけど、これどういうふうな何というんですかアナウンスメントをお考えになっておるのかなと。まだ時期が早いのかなと、あるいは新しい計画だからなし崩し的に、あれやめましたよというのはやっぱり行政としては余り格好よくないから黙ってやめられるのかなと思ったりするんですが、その辺もあわせてお尋ねしたい。

会長 運用段階の問題ではあるだろうとは思いますが、2人の委員の方から御発言がございましたけれども、それぞれまずお答えいただきましょうか。

事務局 済みません、委員からございました隠岐の交通の問題、実は195ページの方に地域生活交通の確保というところの事業の方ですが、さっきおっしゃいました島前内航船の運航事業、これについて最大限御支援をしたいと思ってますし、そういう意味のことをここへ事業に載せております。それから、当然のことながら隠岐汽船運航維持事業についてもこういう形で助成をしていくという形でこちら辺は御理解をいただきたい。

それからもう一つ、障害者の成果指標の方で、成果指標もこの施設から地域生活への移行者数としておりますが、できたらさっき申し上げました施設ではなくて、やっぱり地域と一緒に住んでいただけるような目標値ということで掲げさせていただいておりますし、取り組みの方向の最初に、ともに支え合う地域づくりを進めるということでこちら辺思いを出したつもりでございしますので、よろしくお願ひしたいと。

会長 それじゃあ、事務局。

事務局 委員の、今の計画、16年につくりました計画は、ごらんをいただきますと計画書の中に、きょうちょっと私手元に持ってきておりませんが、今の委員御指摘のように75本施策がございました、今回は66。75本の施策に、これはAですよ、Bですよ、

Cですよって全部ランクをつけておりました。というのは、16年当時に一気に交付税が二百数十億円減らされまして、いわゆる施策をいろんなことを事業をカットしていかないかんけれども、そのカットを一律にやってるようではだめだという議論が非常に強くて、そのときにいろんな方々へのアンケート調査でございますとか、庁内議論とか、いろんな議論を通じてA、B、Cのランクをつけて、その施策にぶら下がっている事業は一律に、例えば3年後には7割にします、3年後には半分にします、あるいは6割にしますと、こういうようなランクの高いところはカット率を薄めてやったと、そういうような経緯がございます。委員から御紹介があったのはそういうようなことございまして、振り返ってみますと確かに林業はCであったような気がしております、ただこれを3年間ぐらい続けますと非常に大きな施策ごとに差が出てきます。最初の年は今あるものの8割、7割、6割というぐあいに例えばやったとします。次の年も、そのまたそれに8割、7割、6割とやっていきますと、3年ぐらいこれを続けますと正直に申し上げましてAランクの施策とCランクでは倍半分ぐらいの差が、単年度ではつきませんが、それを重ねていきますと。そうするとそろそろ今ある分野の比率はもう大体、これ以上差をつけていくのはやっぱりふさわしくないのではないか、これが1点。

それから、2番目に、やはり非常に毎年の今財政状況が不安定でございます。ことしはたまたま交付税が30億円ふえたと先ほど知事から御説明申し上げましたが、要するにいつ何があるかわからなくて、非常に不安定な中でそういった差がついたものにさらに差をつけてやるというのはいかがなものかと、こういう議論が1つ。

それから、3番目は、委員のお気持ちはもう本当に痛いほどわかりますが、1つの施策をこれをCってレッテルを張りますと、その施策の下にはいろんな事業がぶら下がっているわけですね、いろんな事業が。中には絶対これは切っちゃいけないというような事業もあります。そういうものにやっぱり影響が出てくるという弊害も実はありました。

そういったようなトータルでいろんなことを考えて、今回の総合計画ではA、B、Cランクはつけない。具体的にどこでどうやってメリハリをつけていくかということは、その時々々の社会情勢あるいは財政状況、経済情勢によって単年度の予算で勝負していく。単年度の予算で勝負していく。この計画上の66本の施策の優劣は現在のところつけないというのが今のところの私どもの考えでございます。ただ、そうは言っても施策でメリハリをつけないけませんから、例えば障害者に関する分に関しては来年度予算ではやはりかなりの上積みをしていくんだと。やはりこの間、障害福祉に関する国の法律も随分変わりました。

て、随分障害者の方々に対する支援がちょっとまばらになってきたかなというような感じがありまして、そういうところはやっぱりきちんと手当てをする。それと国の制度改正が物すごく激しい、特に厚生省関係は非常に激しゅうございます。それとやっぱりその時々で、その時々的情勢あるいは県内の情勢を見ながら、その時々、単年度の予算できっちり優劣をつけていくんだと、そういうような基本的な考え方で、じゃあ4年間ずっとこれはやりますよ、今の時点ですよ、この施策は4年間ずっとやります、この施策はもう4年間ちょっと我慢してもらいますということは、ちょっと不適當な状況になってきたなというのが現実における考え方でございます。

委員 最後に1つ簡単に。それを廃止されることはフレキシブルになって結構なことだと思います。私は県土が8割も森林でCランクということは、予算もそうなんだけど、県当局の認識がCであるといいながら、県民の皆様には水と緑の森づくり税をお願いするというのは、もう甚だ矛盾を含んだことであつたと。私も水と緑の森づくり税を皆さんに推進してお願いをした立場ではあるんですけどね、そういうことを、これは過ちであろうかなと私は思うんで、なくされることを、財政は非常に厳しいですけども、初めからAだのBだのCだの、ぜひおやめいただければありがたいと思っております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、施策の方に議論を移していただくということで、ただいまもそちらの方の議論をしていただいておりますが、ページでいいますと107ページ以降ですね、基本目標の3つ大きな柱がございますけれども、この柱ごとに皆さんの御質問、御意見をいただければというふうに考えております。

まず、基本目標の からですね、108ページから149ページのところで何か御質問、御意見があればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、委員。

委員 108ページと114ページ、両方に関連をいたしますので申させていただきますと思います。先ほど知事さんの方から御説明をいただきました企業誘致のための各種助成事業26億ということになってまして、非常に力を入れていただいていることについては前向きでいいというふうに判断しております。

そこで、108ページの県内企業の経営技術革新の支援の部分で、115ページの県営工業団地の分譲促進事業というのがございますが、実は県内の企業でも、製造業でござい

ますけれども、非常に元気がよくなってきているところがございます。私どものところに加盟していただいております企業の中でも、いろんな支援がいただければ工場を新設をしたいと、こういうふうな希望を持ってらっしゃるところもでございます。いろんな支援の仕方があるかと思ってまして、民間企業の資産をふやすような、そんな税金の使い方はできないというのはよくよく承知をしておりますが、そうはいつでも県内の製造業が仮にその工場を増設をされる、さらには新しく移転、新築をされるということになりますと、当然仕事があるからこそそういうことができるわけですし、それは何につながるかということと雇用の増加につながるというふうに思っております。さらには県内の定住促進につながると、こういうふうに考えております。県内でやっぱり住まわっていただくためには、そういった働く場所がきちんと確保されるということが極めて重要だろうということから、県としてもここに重点配分をされてるんだろうというふうに考えております。

そこで、108ページの取り組みの方向の最初の丸のところでございますが、「県内企業の収益力向上を図るためには、広く市場の状況を踏まえた上で、経営力の強化、技術力の向上、販売の拡大を行う必要があり、良質な情報や助言の提供、生産管理等」云々というふうにありますけれども、このところに「生産設備の改善支援」という文言をぜひ入れていただきたいというふうに思っております。もっといろんなことを考えてみますと、実は県営の工業団地、あいてるところがたくさんありまして、恐らく利子なんかも県の方で負担をしてらっしゃるというふうに思ってますし、あいてる限りは固定資産税も入りませんので非常に大変だなというふうに思ってます。ついては、いろんな制度融資とあわせて、新しくあいた工業団地に進出していただけるということが促進するように、極めて安価、いろんな制度融資とあわせると相殺をされるぐらいのつもりで、ぜひ県内の元気が出てきた製造業の皆さん方がそういったところに進出できるような、そんなことをしていただくとますますそういった企業が伸びてくる、さらには県外からもそういうところに目をつけられて進出をされるということになればいいかなというふうに思っております。表現的には工場の増設のための支援なんていうのは書けませんので、そこら辺は文言についてはお任せを申し上げたいと思いますけれども、ぜひそういった支援がもうちょっと強力にできるようなことにしていただくと、雇用もふえて定住していただく方々もふえるんじゃないかと、こういうふうに考えておまして、御検討をお願いをしたいと思っております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

お答えをいただきたいと思います。

事務局 ちょっと今、制度の詳細はあれですが、実は県内企業でも、今、委員おっしゃいました雇用がふえるという意味からすれば、県外からの企業誘致と全く一緒ですので、今の誘致の助成を県内企業であっても新たに雇用をふやして移転されれば助成制度のたしか対象になってるはずでございます。ちょっと今おっしゃいました表現として企業誘致のところでそういうふうに読めないとする、ちょっとあれかもしれませんね。今おっしゃいました雇用の増あるいは投資額が幾ら以上という条件ございますが、今おっしゃいましたような趣旨の県内企業の移転であっても現実助成の対象にはいたしております。その意味からして、今、表現がこれ読めないということであれば、ちょっと工夫させていただきます。

会長 表現を工夫するということですね。それではそのような取り扱いにお願いしたいと思います。

そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

委員 大変たくさん説明していただいて、成果指標と目標値というものが本当に平成23年度にここに書いておられることがこのとおりになったら、島根県民の一人として、ああ、よかった、ほっと一息という気持ちでいっぱいなんです、もしもう説明していただいてたらちょっと私が聞き逃したのかもしれませんが、この目標値に関してなんですが、目標値ですからもちろん目指すものだと思うんですが、その目指し方も、例えば仮に78ページの観光の振興を、これは例えばですが、観光客入り込み延べ数2,900万人、観光消費額1,300億円等々がありますけれども、この目標というのは、例えば皆様の中で、私たちも含めてですが、死守すべき目標値であるのか、できればこうなるといいなというような、絵にかいたもちとまでは言いませんけど、何となく目指すものか、あるいはもう思いっきり命がけで目指すものかという、同じ目標でもいろんな目標があると思うんですね。多分これはそれぞれのいろんな御担当の方々が一生懸命いろんな根拠があつてつくられた数値だと思うんですが、そのあたりのことがどちらかなというのがあるんですが、例えば多分これは死守すべき目標値、できればこれ以上いけばいいなというものだと思いますけれども、そうである場合、例えば島根県の職員の方というか、これ全国的にそうですけれども、県庁の方とか公務員の方というのは数年置きに担当が変わるわけですね。私から見ても必ずしも適材適所とは言えないなというような人事もあるわけですが、

そういった場合に、例えば今一生懸命やっておられて、次かわったんでほかの方がというようにときに、その熱い思いが平成23年まで継続できるのかなという素朴な疑問が1点と、あと何となくこうなればいいなぐらいの目標であるのならば、観光の満足度44%が50%というのは、50%というのは例えば満足、どちらとも言えないという数字ですし、人数で言うならば2人に1人は満足したけど、2人に1人はそうでもないということなんで、こういうものこそ観光で呼びするんであるならば本当は100%の満足度を目指すべきではないかなというような思いがあって、この数値を見ながら考えました。

それとあと、これはたまたまうちの取り組み事例も出ていますので、82ページの雇用・定住の促進の成果指標と目標値なんですけど、これは平成23年度800人となっております。この数値もどういう根拠かはわかりませんが、ただたまたまここに私たちの取り組み事例が載っているんで、これは参考までに聞いていただければいいなと思うんですが、私たちは、私は東京から来て島根に住んで最高だったから、みんなこんないいところないすよって行って、いろんな形で島根県民をふやす活動をしているわけです。けれども、私は活動の中で数を追うということは今までしてません。特に私たちがいる桜江という町は、例えばIターンしてきた人が起業化して地元で雇用を五、六十人生んだりとかいろんなケースがあって、ITスキルの高い人が地域のIT化を促進してネット通販が盛んになったとか、数ではなく、その地域を、ちょっと臭いかもしれないけれども、その地域を愛する人、この地域をよくしたいと思う人が来たら、そこでいろんな形で地域にいい効果が生まれてきてます。だから私は、例えば田舎暮らしツアーで20人ぐらい来られたときに、もう結構口もうまいですし何度もやってますから、多分半分以上の人をうまいことを言って数を、いわゆる落とすことは自分では全くできる自信があるんですけども、けれどもあえてそれをせずに、この人がこの地域に来たときにこの人がハッピーで、また地域もハッピーでないというふうに思って吟味をして、田舎暮らしツアーは私たちの地域にとってのリクルート活動だと思ってやっているんですね。ですから、これは別にこの数字を変えてくれとかそういうことを言ってるのではなく、私たちの事例がたまたま出てるんですけど、結果私たちは数ではなく質を追ったということをお伝えしておきたいな、この2点です。以上です。

会長 ありがとうございます。

これも個別にお考えを御説明いただけますでしょうか。

事務局 成果指標、死守すべきかという、例えば医療のとこなんか見ていただきますと、

お医者さんの充足度というのがあります。これは基本的に目標値を上げているわけではありません。ただ、これは絶対に確保したいという思いがあります。それとか、特に今深刻な状況になってる分野に関しては、これはやっぱり何が何でも確保したいと。今のお医者さんの例なんかがそうですけれども、そういう気持ちはあります。

この成果指標というのは実は本当に難しいんですが、一般論で申し上げますと、我々が各担当が大体このぐらいは4年間でいけそうだというまず数字を出します。その上に、何か新しいことをやる、あるいは施策展開をしてこのくらいふえるだろうというものを足したものを今、成果指標としてそれぞれのところへ掲上をしております。ストレートにこの政策あるいは施策の目標に、本当にこれがこの指標に、これが目的達成できたかどうかの指標になるかどうかというのは、ごらんになっておわかりのように、全部がストレートにつながってません。正直言ってストレートにつなげるだけの統計資料がなかったり、適当でないもの、適当なものがない場合があります。そういう場合には、やむなく代替の指標として、ちょっと外れてるけれども大体高目いっぱいかな、低目いっぱいかな、そういうような指標を用いてます。ただ、マインドとしては、このぐらいいけるかなというものにプラスアルファしたものを大体上げてます。ですから結構高いものもありますし、そうかといってこれ何もしなかったら今の半分になっちゃうけど、何かやってぎりぎりこれを、特に表現がお気づきになってる分もありますが、確保とかいう言葉が使ってあるところはいわば悲壮感がにじみ出た部分の施策です。これはもう大変です。

それからもう一つは、今の担当者の、これは民間の方から見られると公務員の仕事の仕方っていうのに対する痛烈な御意見だと思って頭を低くしてお伺いしたいと思うんですが、逆に言いますと我々は組織で仕事をします。だから個人プレーで何かが達成できたり、そういう分野はもちろんございます、行政の中にも。あいつだからできたということはありません。ただ、我々は組織で仕事をしております。その組織の構成する人がよしあしがあって、うまくいくときもあればうまくいかないときも、それは現実問題としてはございますが、最終的には組織が仕事をして、組織としてこの目標を達成するために最善を尽くすということでやっております。おっしゃったようなことが、外部からごらんになっててそういう事例があるかもしれませんが、それは一つはやっぱり組織としてやってるということで御理解をいただきたいと思っておりますし、これが我々の組織目標、その目標達成のために与えられた任務を最大限果たすというのが我々の役割だと思っております。

それから、もう一つ。

事務局 一つ補足しますと、観光客の満足度は、ここ40というのは満足で、そのほかにやや、ほぼ満足が4割ぐらいございます。合わせますと約9割の方が、ただ今ああしてリピーターも重視しておりまして、個人旅行客も多いですし、それから今は口コミですとか評価とかいう時代ですから、島根のよさを満喫していただいて満足というところを50%に上げていきたいという指標になってます。つけ加えます。

会長 ありがとうございます。

皆さんから大変御熱心な御議論いただいているわけですが、それぞれ大変お忙しい委員の皆さんでするので時間無制限というわけにもまいりませんので、実は想定した時間よりは十分押しておりますので、政策、施策全般にわたってぜひ発言をしたいというふうに考えておられる委員の方、挙手をいただけませんか。一斉に、そのほかにございませんか。

それじゃ、お三方に限って御発言をいただくということにさせていただきたいと思うんですが。

まず、それじゃあ、委員。

委員 全体的にこれまでの計画よりまとまった計画になったなと評価してます。その中で1点だけお願いしたいのは、基本構想編の12ですね、県土の一つの考え方の中で、前々回のときに本県沖合の経済水域というものを第二県土的な認識をお願いしたいということちょっと言ったことがあったんですが、リード文を日本海に浮かぶ隠岐諸島や長い海岸線、それに連なるいわゆる第二県土とも言われる広大な200海里経済水域というような表現を盛り込んでおいていただくと、沖合のいわゆる海というものが第二県土的な発想の中で島根県のこれからの産業振興につながると思いますので、御検討いただきたいということです。扱いは事務局にお任せします。

会長 わかりました。

それでは、委員、お願いします。

委員 本当に今まで何回か勉強をさせていただいて大変うれしく思っております。私いつも細かいことばかり申し上げるんですけども、ちょっと気になりましたのが、175ページの一番上に「退院可能とされた者」という表現がございます。ここと、その下にも「行うようになった者」という表現がありまして、172ページは、例えばの一番下のところには「介護が必要な方」となっております。それからその前の政策のところでは「人」という表現が使っております。これは人なら人に統一をなされた方がいいのでは

ないかなと。障害者の方のところ「者」というのが出てきておりますので、ちょっと気になりました。

それから、今までの出たお話の中でですけれども「ワーク・ライフ・バランス」、これは先ほども入れるとおっしゃったんですが、お入れいただいた方がいいと思います。というのは、先般知事さんのお話が新聞に載っております、それに、大手の新聞だったと思いますが、新聞の名前は忘れましたが「ワーク・ライフ・バランス」となっております、ミスプリントかなと思ったらずっとそれが載っております、やっぱり今まだ一般的ではないのかなというのが一つ気になりました。

それから、先ほどランクづけのお話が出ましたが、本当に私どもは県というか溝口知事さんの御下命を受けてこうやってかかわらせていただきまして、その年その年で知事のお考えも含めて、政策企画局の方で重点項目をお決めになるというのが一番いいのではないかと思います。もし不満があればお尋ねになればよろしいので。本当に素晴らしいものができたなというふうに思っております。いろいろとありがとうございました。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、委員、お願いします。

委員 失礼いたします。成果指標についてです。成果指標、例えば224ページ、男女共同参画の推進で、成果指標「固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合」というのがありますけれども、それで意識と実態をもう少し分けていただきたいということを以前申し上げましたが、この成果指標はどちらかというと個人の価値観ですとか文化にかかわるものですので、担当課の方にもう少し聞いていただいて、例えば審議会の女性比率ですとか男女共同参画にかかわるボランティアの数ですとか、そういったことにしていきたいと思います。意識の方で上げてらして、96ページには成果指標で、やはり意識ではありますけれども、県政世論調査において教育の充実ですけれども「子どもが発達段階に応じて心身ともに健康に育っていると思う人の割合」、これは割と個人の価値観などでははかれない、そう感じられるものだと思いますので、この男女共同参画の成果指標についてはもう少し考えていただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

以上で予定した発言の方の……。

それでは最後に、委員。

委員 224ページ、男女共同参画の、DVにつきましていろいろと御配慮いただきましてありがとうございました。きょうは知事様のお話の中に、DV被害者が一時保護所を退所する際に必要な生活資金や住宅資金をお貸ししますというようなお話をちょうだいいたしまして、非常に私もうれしく思いました。といたしますのが、鳥取県はたくさんの予算を立てていらっしゃる。それは、それだけ被害が多いからでして、鳥根は穏やかであったからだろうと理解をしておりました。きょう具体的な政策をおっしゃっていただいて非常に私はうれしく思ったわけでございます。この件は県議会への御報告をなさったりして、通過しなければここへは載せられないわけございましょうか。このDVのところ一言そういう施策があるということ載せていただいたら大変いいのではないかと思います。御相談いただきましてよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

いろいろと本当に細かなところまで御配慮いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、先ほど御意見いただきましたけれども、まとめて経済水域の問題ですね、リード文に入れるかどうかということで、検討するというところでよろしいかなというふうに思ひます。

それから、もう1点は委員からですけれども、「者」それから「人」「方」、それぞれもう一度精査をするということでよろしいかなと思ひんですが。

事務局 よろしゅうございます。

会長 そのようにさせていただければと思ひます。

それと成果指標についてでございますが、これについては何かお答えでございますでしょうか。224ページの男女共同参画推進に係る成果指標の。

事務局 委員のお話でございますけれども、この下位計画というのが、それぞれの計画というのがあります。そこの中には当然審議会の委員の構成比率、県の場合は男女どちらとも4割以上という、これは男性が3割じゃいけませんよということも含めて男女どちらとも4割以上、そういう形で具体的ななのを入れてます。

それで、実際個人の価値観あるいはメンタリティーのところを成果指標に入れるかどうかというのが根本的な委員の御質問だろうと思ひますが、私は特に政策の部門、政治の効果というのは、そこに住んでる人、そこの方々がどういうぐあいに感じてるかというのが最終的な、何と申ひますか価値判断だろうと思ひています。不満だといへばその政権はひ

っくり返りますし、要するに、ああ、よくやってるなどが満足してれば、要するに住民生活のあるいはメンタルの面の満足度を上げていくというのが政治とか行政の仕事であろうと思っています。おっしゃるように、そういうメンタリティーのものを指標に上げることの危険性も実はないことはないんですが、政治とか行政の究極の目標を考えますと、必ずしもそのメンタリティーに富んだような指標をここで扱うことについて余り恐れる必要はないというぐあいに考えております。

したがって、県政世論調査というのを毎年6月から7月にかけて、特に政策、施策に関連した部分の意識調査を行います。その中の指標を何カ所かとっていくわけですが、私は施策について、ここの部分の施策についてはこの成果指標でお願いをしたい。これの下位計画というのが、正式な名称は忘れましたが、男女共同参画推進計画というのが担当部局ですが、その中にはもっとたくさんの指標を入れてまいります。そういうような形で統括的なこの計画の施策についてはこの指標でぜひともお願いをしたいと、このように御理解をいただきたいと思っています。

会長 大変ありがとうございました。大変熱心に御議論をいただきまして、そろそろ発展計画全体について確認をさせていただくということにしたいと思っております。

きょうさまざまな御意見をいただきましたけれども、それを簡単にまとめて皆さんに御確認をいただきたいというふうに思っております。

順は不同になると思えますけれども、1つは、林業に対する認識の問題でございますけれども、これについてはさらに事務局と検討させていただくということで対応させていただければというふうに考えております。どのような扱いにするかについてはお任せをいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、ワーク・ライフ・バランスというものをどのように考えるか、働き方の基本に係るというようなことから、82ページに「働く者のメンタルヘルスという面から職場環境の改善ということについても取り組んでいく」ということを挿入する、これについても文章そのものについてはもう少し精査をさせていただきたいというふうに思っておりますが、そのようにさせていただくということです。

それから、完全失業率、有効求人倍率等については、先ほど御回答があったと思えますけれども、これについても検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、さまざまな御意見をいただいておりますけれども、委員から御意見をいただきました、県内企業が移転する場合にも生産設備等の改善支援、実質的にそういったこと

ができるような表現ということについて、これは表現について御検討いただくということの回答がございましたので、これについてもそういう方向で検討させていただくというふうにしたいと思います。

それと、経済水域の問題、これリード文にどう反映するのかという問題、これも検討させていただくということですし、表現を統一をするという「者」「人」「方」というようなことについても、そのように扱わせていただくということにしたいと思っております。

そういった修正を加えた上で、この具体的な扱いについては、私と事務局に御一任をいただければというふうに思うわけでございますけれども、そういう内容を反映させてこの計画を知事さんに答申をさせていただくということで、委員の皆さんの御承認をいただけますでしょうか。（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

どうもありがとうございました。それではそのように取り計らってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、答申は私から知事さんにさせていただき、副会長の住田副会長さんにも御同席をいただいて答申をさせていただくということにさせていただきます。

ここで委員の皆さん全員から感想をいただくというように考えておりましたけれども、相当既に時間も押しておりますので、それぞれ項目ごとに御発言をいただいたということをもってぜひかえさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、予定されておりました審議事項は以上で終了いたしますけれども、島根県総合発展計画の策定に係る審議会は今回が最後となります。本日を含めまして7回ほど審議を重ねてきたわけでございますけれども、広聴会での様子でもわかりますように、この総合発展計画に対する県民の関心は非常に高いと感じておるところでございます。そのような思いも反映して、知事さんにその答申をさせていただきたいと思っております。

知事さんにお渡しする答申文につきましても、会長と事務局の方に御一任いただけますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

もちろんこの計画そのものもですけれども、その添書がございますので、それについてもお任せをいただきたいと思いますというふうに思ひます。

それでは、大変長時間にわたって御意見をいただきましてありがとうございました。

最後に局長さんからごあいさつをいただきたいと思います。

事務局 昨年の7月以来9カ月にわたりまして、先生方には大変にお世話になりました。

厚く御礼を申し上げます。

溝口知事が御就任になりまして、先ほどごあいさつを申しましたけれども、溝口県政の新しい指針というような性格もこの長期計画は持っております。今までの長期計画に比べて随分新しい点も取り入れられたように思っております。ブロックごとあるいは地域ごとの経済的な、あるいは産業の発展の方向性、そういったものを初めてお示しをしたこととか、あるいは県民の皆さんとの協働という視点を強く出すために取り組み事例をそれぞれの政策ごとに多く入れていく、こういったことは今までに全くなかった取り組みでございました。そういう意味では先生方のいろいろな御指導、サジェスションに厚く感謝をいたします。

所定の修正を加えまして、また会長様から答申を行っていただきます。3月の下旬にはこれを県として正式に採択していくということになります。既に1年目の予算、そういったものは組んでまいりましたが、この4年間これに沿った形できっちりやっていくことが、今までは審議会の事務局でございましたが、今度は執行部としてはこれをきちんと実現していくことが私どもに課せられた課題だと思っております。その過程において、先生方の任期はまだあと1年4カ月、5カ月ございますので、折に触れ、折々にまたお集まりをいただいて、この計画の進捗状況あるいは新たな変える可能性がある点等について、また御意見を伺ったり、それから御指導いただいたり、こういうような機会をつくってまいりたいと思っております。

本当にこの9カ月間、大変お世話になりました。ありがとうございました。改めましてお礼を申し上げましてごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして審議会長として一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

活力、安心、心豊か、これがキーワードだったと思いますけれども、こういった、これを実現する島根を築く新しい指針としての島根総合発展計画の策定について、7月10日に溝口知事から諮問をいただいたわけでございます。私たちはこの審議会でその諮問にこたえるべく、熱心に審議を重ねてきたということだと思えます。きょう基本構想、それと実施計画から成る島根総合発展計画の審議を終えまして、知事に答申すべき内容を確認することができたわけでございます。委員の皆さんには、この間の御理解、御協力に対しまして心から感謝申し上げます。

この審議会は、諮問を受けて以来、7カ月余り集中的に7回の審議を重ねてまいりました。委員の皆さんにはそれぞれ専門の分野から、あるいは生活者の視点から、真摯な議論を重ねていただきました。時には対立的な意見をめぐってホットな議論もしていただいたわけでございます。

また、計画策定の各段階では、県民の皆さんの御意見やアンケートの結果、さらに広域広聴会の場で直接県民の皆さんの思いを伺うなど、審議会としても多くの声に耳を傾ける努力をし、また多様な価値観を尊重する視点で審議を重ねてきたと考えております。結果として、多くの意見を反映した最善の総合発展計画に仕上がったと自負しているところでございます。

同時に、この際、これまでの間、原案作成等に全力を挙げて取り組んでいただいた事務局を初め事務局の皆さんの懸命で真摯な御努力に対しまして、委員の皆さんとともに深甚の敬意を表したいと思っております。大変ありがとうございました。

さて、いよいよこの計画を共通の目標として掲げまして、島根に住む人々や団体など、さまざまな主体が島根の将来像に向けて力強い歩みを進めていただくということになります。

私は、この計画のキーワードは協働にあると思っております。先ほどの説明の中でも特に脚注で御説明をいただいたところでございますけれども、県行政と県民、またさまざまな主体の間の協働がこの計画実現の保障になるというふうに感じております。子供たちや、まさにこれからの島根を担う若者たち、そして先達としてこの島根を築いてこられた高齢者の方々、すべての人々が一丸となるように見守りながら、私たちは、この計画に込められた思いをよく知る審議会の委員として、今後ともそれぞれの立場で果たすべき役割を實踐してまいりたいというふうに考えております。

会議の本日の審議会の冒頭でも知事から御説明ございましたけれども、昨日、溝口新知事のもとで島根県の来年度予算が公表されたわけでございます。県におかれましては、大変厳しい状況の中、県の財政の健全化と、この計画に掲げた将来像の実現の両立をぜひ図っていただきたいと願っております。そのため、すべての県職員の皆さんが、これは言うまでもないことだと思いますけれども、施策や事業の目的を理解し、創意工夫を凝らしながら県民の期待にこたえる政策を、県政を推進していただくことを心から期待しております。

改めて、委員の皆様には、この審議会の運営に関し御理解、御協力を賜りましたことに

感謝申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。